

特別開催！！

台風10号被災者に係る税務説明会

8月30日の台風10号で被災した皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、大雨等の災害により被害を受けられた方は、一定の期日までに手続きをすることにより、納税を一定期間猶予する制度があります。また、所得税の予定納税や源泉徴収の段階でも減額または徴収猶予を受けることができます。

久慈商工会議所ではこうした係る手続きについて、下記により説明会を開催することといたしました。ぜひご参加くださいますよう、お願いいたします。

記

- 1 とき 平成28年10月24日（月） 午後2時より
- 2 ところ 久慈市役所3階大会議室
- 3 講師 久慈税務署 統括国税調査官 青木 力 氏
- 4 主催 久慈商工会議所
- 5 共催 久慈市、久慈税務署

【問合せ】：久慈商工会議所経営支援課

電話：52-1000

FAX：52-1051